

基本方針 1

子どもたちが安心して学び生活できる、安全で開かれた学校づくりを進めます

楽しく活気ある学校生活

《 校内における教育相談 》

各学校では、児童生徒一人ひとりがもっている人間関係や心の悩み、学習・生活などの教育上の問題について、教育相談コーディネーターを中心として、担任・養護教諭・教育相談員（心理職）・スクールカウンセラーなどすべての教職員が、本人や保護者からの相談を受けられる教育相談の体制を作っています。

《 スクールカウンセラーによる相談 》

児童生徒または保護者が、担任や教員以外に相談したい場合や専門的な助言を求めたい時などのために、各小学校に教育相談員（心理職）、各中学校区にスクールカウンセラーを配置しています。

《 たてわりグループによる異学年とのかかわり 》

小学校では、低・中・高学年のブロックごとの交流、1～6年のたてわりグループでのウォークラリーや遊びなどを通して、異学年とのかかわりを持てるような活動を行っています。

《 相談ポスト 》

各学校では、相談ポストを設置し、児童生徒及び保護者の悩み等に対応しています。

《 学級指導 》

集団の活動を通して、好ましい人間関係を育てるとともに、児童生徒の心身の健全な発育を図るために学級の活動において、友だちとの適切なかかわりを身につける環境づくりと、食育・保健安全教育等の指導に取り組んでいます。

《 児童、生徒指導の充実 》

全ての教育活動において一人ひとりの児童生徒のよりよい発達と自己実現を助ける指導を行っています。また、全ての教員が子どもへの適切な指導を行うために、指導方針についての確認の場を設け、情報交換と研修を行い、一人ひとりの日常生活の様子を把握し、指導と支援に努めています。

《 生活等アンケートの実施 》

児童生徒一人ひとりの学校生活における課題を把握するため、教育相談等の資料として生活面、学習面及びいじめに関するアンケートを実施しています。

《 ケース会議における情報交換、チームによる支援 》

支援を必要とする児童生徒の状況を把握し、研究会、ケース会議において校内支援体制について確認を行い、チームによる支援に取り組んでいます。

《 関係機関との連携 》

支援を必要とする児童生徒について、教育センター相談室や相談機関、医療・福祉関係機関、県立特別支援学校等と連携を図ることにより、支援体制の充実に取り組んでいます。

《 あいさつの励行 》

互いにあいさつを交わすことで学校生活が一層充実するよう、学校全体で組織的に取り組んでいます。

《 部活動（中学校） 》

生徒の自主的、自発的に行われる活動を通して、スポーツや文化・科学等に親しみ興味関心を持つとともに、活動における責任感や友だちとの連帯感など、日頃の教育活動との関連を図りながら、生徒にとって充実した活動ができるよう努めています。

《 教育センター相談室事業 》

教育センター相談室では、相談指導事業と教育支援事業を行っており、幼児から青少年まで（主に学齢期）の教育や生活上の諸問題の相談を受けています。また、教育相談員（心理職）を定期的に小学校に派遣して、学校における教育相談を支援しています。教育支援教室「ひだまり」では、不登校で悩んでいる児童生徒に対する教育支援として、集団生活への適応、基礎学力の補充等を行っています。

《 スクールソーシャルワーカーによる支援 》

社会福祉に関する専門的な知識や経験を持ったスクールソーシャルワーカーを教育センター相談室に配置しています。

《 「いじめのない学校」を目指して 》

教職員が「いじめ」に関して共通認識を持ち早期発見と未然防止に取り組むためのリーフレットを作成しています。このリーフレットは学校全体での取り組みを充実する資料として、指導方法及び支援体制の点検と改善にも活用しています。

《 子どもの相談機関紹介カードの配付 》

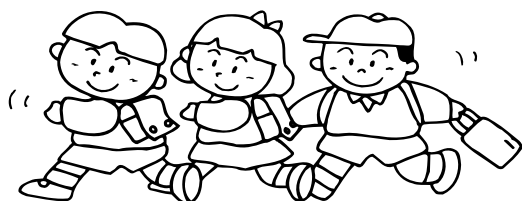
市内小・中学校在籍の児童生徒全員に「相談窓口カード」と題した子どもの悩みに対応する、複数の相談機関の電話番号を記したカードを配付し、相談機関の紹介と周知を行っています。

《 スクールバディ活動(中学校) 》

生徒自らがいじめ撲滅に向けた取り組みをし、いじめ未然防止または、既に生じているいじめを深刻化させないことを目的としたスクールバディプログラムを市内全中学校において実施しています。

《 依存症予防教室(中学校) 》

スマートフォンの使い方、ギャンブルを含めた行為依存の怖さ、予防するための手立てなどについて考える生徒向けの予防教室を市内全中学校において実施しています。



安心・安全な学校
～家庭・地域との協力～

《 校外委員 》

学校外における児童生徒の安全を守る活動を行っています。校外委員はPTAの組織として位置付けられている学校が多いのですが、PTA未組織校にも設置されています。

《 安全マップ 》

多くの学校で、交通事故発生場所や危険箇所、不審者の出没箇所、暗い道などを取り上げて安全マップを作成し、児童生徒の安全と安心を保つための指導に役立てています。

《 安全な通学路づくり 》

各学校では、毎年、教職員、校外委員などが通学路の安全点検を行い、改善箇所がある場合は、教育委員会に報告し、教育委員会はスクールゾーン等交通安全対策協議会に改善要望を行っています。

《 登下校の見守り 》

児童の登下校時の安全を守る活動を地域・保護者・PTA等と協力して行っています。



《 避難訓練 》

各学校では、学校防災マニュアルにのっとり、地震・津波・火災・風水害を想定し避難訓練を行っています。児童生徒が適切な避難方法を知るとともに、緊急時に速やかに行動できるように、消防署等の関係機関とも連携して取り組んでいます。

《 災害対策用品 》

災害時に児童生徒の安全を確保するため、教室や管理諸室に災害対策用品を常備しています。

- ・教室用：非常持ち出し袋、LEDランタン、救急セット など
- ・管理諸室：発電機、簡易トイレ、充電式電池、拡声器、トランシーバー など

《 防犯・安全対策 》

各学校では、安全管理についてのマニュアルを作成し、防犯グッズの校内配備、不審者侵入対応訓練等の安全対策を講じています。

また、警察等と連携し、児童生徒・教職員等への誘拐連れ去り防止教室や不審者侵入対策訓練等を実施しています。

《 安全点検 》

定期的に、建物・設備・校庭・遊具・体育器具の安全点検を実施しています。

《 学区内自治会、民生委員、青少年育成団体等との懇談・交流 》

学区内の自治会長、民生委員、児童委員等とPTA役員・委員、教職員による懇談会を開催し、児童生徒の現状と学区内の課題等について情報交換を行っています。自治会長とは、避難所施設等の確認を行っています。

《 心肺蘇生法研修会 》

消防署の救急隊員を招いて心肺蘇生法（AED使用法含む）の教職員研修を実施し、指導の安全に努めています。また、児童生徒、保護者対象の心肺蘇生法の研修も行い、AED操作技能を高めています。

《 救命救急講習会（中学校） 》

救命救急の知識と技能を身につけるため、生徒を対象にした救急救命講習会を開催します。

《 児童安全指導 》

市内小学校の児童を危険や暴力から守るために小学校1年生を対象に実施します。

《 児童指導・生徒指導に関する連絡会 》

「児童生徒指導連携協議会」「児童指導担当者会」「生徒指導対策協議会」「鎌倉市学校・警察連絡協議会」が組織され、学校間や関係機関との情報交換を行っています。

《 安全で安心して遊べる環境づくり 》

学校や子ども関連施設において、子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、「不審者侵入対応訓練」や「誘拐連れ去り防止教室」など、警察や関係機関と連携し子どもの安全確保に取り組んでいます。

《 学校施設維持整備事業 》

学校施設の維持整備に当たっては、児童生徒に安全で快適な学習環境を提供するとともに、生活の場としてのゆとりと潤いのある環境づくりに努める必要があります。このため、既存の校舎・体育館等の改修及び改築にあたり、学習形態の多様化への対応を図るとともに、質的、機能的な面での向上を目指し、取り組みを進めています。

《 小学校への警備員の配置 》

児童の登下校時及び授業中の学校施設内の安全確保を図るため、市内小学校全16校に警備員が常駐し、警備を行っています。

《 スクールゾーン等の対策 》

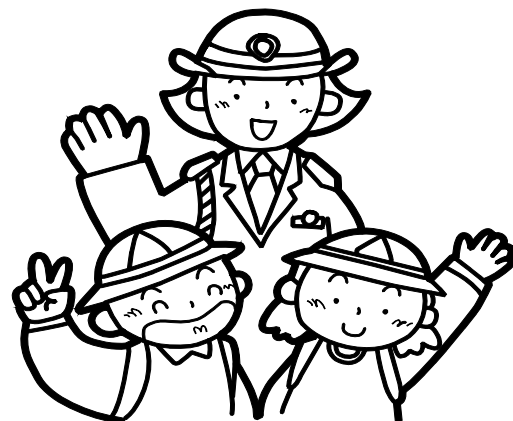
市民安全課が所管する警察・藤沢土木事務所・市P連、市関係課からなるスクールゾーン等交通安全対策協議会において、関係機関相互の連携を強化し交通安全対策を実施しています。この協議会に教育委員会も参画し、スクールゾーンや通学路の交通安全計画の策定や中長期計画の進行管理に対して協議・要望等を行っています。

《 地域巡回パトロール 》

子どもから高齢者まで、地域における安全で安心なまちづくり推進のため、青色回転灯付きパトロールカーにより地域の巡回を行っています。

《 街頭指導事業 》

子どもたちの健全な育成と非行防止のために、安全で安心した生活環境づくりに向けた街頭指導やキャンペーン、社会環境実態調査などを実施しています。



《 交通安全教室の実施 》

道路交通における危険を予測し、安全に道路を通行する意識と能力を習得する歩き方教室や自転車で模擬コースを走行して交通ルールとマナーを体験として学ぶ自転車教室を開催し、各種交通安全教育を実施して交通安全の意識向上に努めています。

《 防犯情報等の提供 》

防犯意識の普及・啓発を行うため、市のホームページなどを活用した犯罪発生状況や不審者等の情報提供及び登録者のパソコン・携帯電話に不審者や注意喚起等の情報をメール配信しています。

《 防災行政用無線によるメロディー放送 》

昨今の子どもたちを取り巻く社会環境に鑑み、暗くなる前に子どもたちを帰宅させることを目的に防災行政用無線の機能点検を兼ねて、「夕焼け小焼け」のメロディーを放送しています。（毎日、4月～9月は17時00分、10月～3月は16時30分に放送。）

《 普通救命講習会の開催 》

小・中学校の教職員を対象に、講習会を年1回開催しています。

《 関連機関との連携 》

児童生徒の非行防止、健全育成のために、警察と連携した「鎌倉市学校・警察連絡協議会」が組織されています。また、中学校「生徒指導対策協議会」では保護司会との連携も図っています。

児童虐待防止に関しては、児童相談所等との連携を図っています。福祉教育の実施に当たっては、社会福祉協議会との連携のもとに、さまざまな取り組みを実施しています。

《 関係機関等との連携（防犯連絡会） 》

子どもたちの犯罪被害や非行防止のため、教育委員会、関係課及び鎌倉・大船両警察署により連絡会を開催し、犯罪発生状況や不審者事案等の情報交換を行っています。

《 防犯教室の開催 》

警察等と連携し、小・中学生の各年齢に適した防犯教室を実施しています。



開かれた学校づくり
～家庭・地域との連携～

《 学校評議員制度 》

学校長の学校運営に資するために、保護者や地域住民などからなる学校評議員を置き、意見を聞く制度です。

《 学校評価 》

学校として組織的・継続的な改善を図ることを目的として、各学校が、教育活動、その他の学校運営について目指すべき目標を設定し、達成に向けた取り組みが適切に行われているか等について評価を行っています。

《 学校へ行こう週間 》

保護者や地域の方が、学校に対する理解や支援をより一層深めていただくよう、期日を定めて授業や部活動などを公開しています。

《 学校のホームページ 》

学校ホームページにより情報提供を行っています。

《 「学校だより」や「学年だより」の発行 》

教育活動の情報発信として「学校だより」や「学年だより」を発行し、保護者や地域住民へ配付しています。

《 授業参観と学級懇談会 》

授業の公開とともに、保護者と学級・学年担任による懇談会において、学級・学年の情報発信・共有をしています。

《 家庭訪問・地域訪問 》

担任が児童生徒の家庭や地域を訪問して、家庭での様子や学校での様子について保護者と話し合いや情報共有を行っています。

《 地域教育力の活用 》

生活科、総合的な学習の時間を中心に地域の協力のにより、専門的な内容について授業への支援を受けるとともに、学習発表会や作品展等に参観していただき交流を深めます。

《 地区行事参加による地域連携 》

市民運動会や地域のおまつり等を通して、自治会・町内会や地区子ども会の活性化に寄与すると同時に、PTA校外委員会もそれぞれの立場から地区行事に参加し、地域との連携を図ります。

《 PTA（保護者会）の活動、鎌倉市PTA連絡協議会との連携 》

PTA（保護者会）活動として、運営委員会、校外、学級等の各委員会と学校が協力して活動します。鎌倉市PTA連絡協議会において、活動状況等の情報を共有します。

《 学校区での教育懇談（話）会の開催 》

学校区での教育懇談（話）会を開催し、小・中教職員代表、PTA役員、自治会長、民生委員、青少年指導員等が地域での様子、地域と学校のあり方等を話し合います。（教育講演会等も含む）

《 地域への情報発信 》

地域の掲示板等で、PTAの活動や児童生徒の日頃の活動の様子を紹介し、学校への理解や協力が深まるよう努めます。

《 アンケートの実施 》

教育活動の充実や改善に役立てるため、学習発表会、学校公開、文化祭、学校へ行こう週間等で保護者や地域住民を対象にアンケートを実施しています。



基本方針 2

子どもたちの学習意欲を高め、確かな学力の向上をめざします

わかる授業

《 少人数指導 》

学級を一つの大きな集団から複数の小集団に分け、それぞれの集団の中でより個に応じたきめ細かな指導ができる「少人数の指導」に取り組んでいます。

《 複数教員による指導 》

複数教員が協力し合って指導を行う「チーム・ティーチング（TT）」により、子どもの多様な思いや願い、興味・関心、個性的な学びに手厚く応えるよう取り組んでいます。

《 個に応じた学習指導 》

児童生徒の目標の達成状況や、興味・関心等に応じて、複数の学習集団に分けるなど、子どもの実態や指導の場面に応じて、基礎・基本の習得や発展的・補充的な学習ができるよう取り組んでいます。

《 言語活動の充実 》

授業において思考力・判断力・表現力が身に付くよう、言語活動を積極的に授業に取り入れています。

《 指導方法の工夫・改善 》

教師力向上研修会や授業づくり研修会等を開催するとともに、調査研究会における研究成果を発表して効果的な指導方法等を学校に広めています。また、指導方法の工夫・改善となるよう「教育センターだより」等の刊行物によって教育情報等を定期的に発信しています。

《 学習（教育）相談 》

長期休業中、定期テスト前、放課後等に児童生徒の学習（教育）相談を受け、個々に指導・支援を行っています。

《 教員の指導力向上の研修 》

教職員の資質向上や、今日的課題、学校現場の課題解決に向けて、教育センターが企画開催する「市教育センター企画研修会」を実施しています。また、各学校の教育的ニーズに応じた研修を、各学校を会場として実施し、学校現場の課題解決につながるよう校内研修の充実を図る「学校支援研修会」を全小中学校で実施しています。

《 校内での研究・研修 》

各校において教育課程や児童生徒指導等の課題について研究・研修担当が中心になって年間計画を作成し、研究研修に取り組んでいます。また、市内小学校6校、中学校3校を教育課題指定研究校に指定し、指定校はテーマを決め、3年間の研究に取り組んでいます。

《 少人数学級編制 》

平成19年度に小学校1年生、平成20年度には小学校1・2年生で、小学校市費負担非常勤講師を配置して1学級35人以下の少人数学級編制を実施してきました。平成23年度からは小学校1年生について国の標準学級編制が35人となったため、小学校2年生で実施し、学習面及び生活面のきめ細かな指導の推進・充実を図っています。

《 日本語指導等協力者派遣 》

日本語の理解や学校生活に十分に適応できていない帰国児童生徒、外国につながる児童生徒などに対し、日本語指導等の支援を行い、学校生活への適応を図っています。

《 教員の経験年数に応じた研修 》

新採用教員を対象として、学習指導や学級経営に必要な基礎的・基本的な知識と技能を習得するために研修を行っています。また、2年目、3年目の教員に対しても指導力と資質の向上を目的として研修を行っています。

《 学校訪問 》

教育委員会の指導主事が各学校を訪問し、教育方針・学校経営等について把握するとともに、授業参観と教職員との懇談により学校との意思疎通を図り、授業づくり等、研究・研修の充実を図っています。

《 鎌倉市教育指導員の派遣 》

教職員の指導力の向上を目的として、学校のニーズに応じて教育指導員を派遣し、教職員の指導、助言、相談を行っています。

《 図書館での教職員社会体験研修の実施 》

市内小・中学校の教員のうち、5年の経験者を対象として、図書館スタッフが行う研修です。図書館の案内、子どもたちへの読み聞かせ、郷土資料、調べ学習における図書館の活用方法などについて情報共有等を行います。毎年夏休みに2～3日間開催し、図書館と学校との連携を図ることに役立っています。



自ら学ぶ気持ちを育む

《 読書活動の取り組み 》

市立の小・中学校では、朝のホームルームの時間等を活用して読書活動に取り組んでいます。また、「学校図書館専門員」「読書活動推進員」を任用し、市立の小・中学校へ配置する中で、児童生徒への読書活動推進のための読み聞かせやブックトーク、図書紹介などをはじめ、図書室での事務や整理を行っています。

平成30年（2018年）2月に策定された「第3次鎌倉市子ども読書活動推進計画」に沿って、学校・学校図書館・市図書館・家庭・地域が連携して、子どもが自由に本を選べるよう読書環境を整備し、本の探し方や本の楽しさを伝える施策を進めます。

《 特色ある学校づくり 》

児童生徒・保護者・地域の人にとって魅力ある学校となるよう、保護者や地域の人と連携して各学校が創意工夫のある取り組みを行い、開かれた学校づくり、特色ある学校づくりを推進しています。取り組み内容としては、多くの学校が地域との連携を中心に教育活動の充実や読書指導等の実践をしています。また、校内の環境整備に取り組んでいる学校もあります。

《 外部講師（ゲストティーチャー）による授業 》

外部講師を各教科や総合的な学習の時間等に招き、専門技術や専門知識による授業実践から、児童生徒の興味・関心を高めるよう努めています。

《 情報教育 》

中学校ではコンピュータールームを設置し、各教科の指導に当たっては、生徒が情報モラルを身につけ、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的、積極的に活用できることをめざしています。小学校でも、タブレット端末を各校40台整備し、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、タブレット端末の基本的操作や情報モラルを身につけ、適切に活用できることをめざしています。

《 読書活動の取り組み
「読書活動推進員の配置」 》

中学校において生徒が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくための読書活動が行えるように、読書活動推進員を配置しています。

《 読書活動の取り組み
「学校図書館専門員の配置」 》

各小学校専任の学校図書館専門員を配置し、児童への読書活動のいっそうの推進のためのブックトークや読み聞かせ、図書紹介等をはじめ、図書室での事務や管理に当たるとともに、学校図書館の充実を図っています。

《 図書館スタッフによる訪問サービス 》

図書館スタッフが小学校や子育て支援施設等の依頼により訪問し、子どもたちに直接ブックトーク（本の紹介）やおはなし会等を実施するサービスです。

《 学習パック・学校貸出・
子ども読書パック 》

小・中学校や子育て支援施設等を対象に、調べ学習に役立つ資料をテーマごとにセットした「学習パック」、依頼に応じて授業支援の資料をセットする「学校貸出」と、よみものや絵本を中心に朝読書のための本をセットした「よみものパック」、依頼に応じて読書支援の資料を用意する「子ども読書パック」を市図書館から貸出しています。

《 なつの学習教室 》

夏休みにおける子どもたちの学習環境を確保し、自ら学ぶ気持ちを育む目的で、稲村ヶ崎小学校、今泉小学校において、なつの学習教室を実施します。



自ら考える力・行動する力
～さまざまな体験を通じた学習～

《 総合的な学習の時間 》

自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する力を身につけるとともに、自己の生き方を考えることができるようにすることをねらいとして授業展開をしています。各学校の児童生徒、地域の実態に応じて、環境教育、福祉教育、情報教育、国際教育、キャリア教育などの内容に取り組んでいます。具体的には、地域の方々や専門家の協力を得て、郷土学習、野菜や草花の栽培、川の汚れや酸性雨の調査を通じた環境学習、障害のある方や高齢者との交流、インターネットを活用した情報収集・活用、異文化体験、身近な職場での職業体験などに取り組んでいます。

《 環境教育 》

身近な自然環境や生活環境に興味を持ち、環境保全に対する認識を深めたり、行動力等を身につけたりするという、いわゆる「生きる力」の育成に視点を置きながら、地球環境の問題や、リサイクル、ごみ問題などをテーマにして、市立小・中学校の総合的な学習の時間において環境教育の充実を図っています。

《 職場体験活動（中学校） 》

勤労観、職業観の育成をねらいとして、生徒が事業所などの職場で働くことを通じて、仕事の実際について体験し、働く人々と接することで働くことについて学ぶ機会となる体験活動を実施しています。



《 子ども議会 》

平成13年度から、議会制民主主義への理解を深めながら地方自治の仕組みについて体験を通して学習する目的で開催しています。国公立全小・中学校を2グループに分け、各グループ隔年で交互に対象となり、小中合同で開催しています。各学校2名の代表が参加して一般質問、子ども議会宣言の採択を行っています。



《 青少年セミナー 》

鎌倉市生涯学習推進委員会に委託して、青少年セミナーとして、子どもの体験学習等教室・講座を実施しています。

《 としょかんいんになってみよう 「一日図書館員」 》

小学1年生から6年生までの児童を対象として、図書館に親しみながら利用のしかたを知ってもらうことを目的に体験学習を行っています。



郷土を愛する心・国際的な視野 ～鎌倉の自然、歴史、芸術、文化などの学習～

《 郷土学習・地域学習 》

教育センター発行の『かまくら』、『私たちの鎌倉』、『鎌倉の自然』、『かまくら子ども風土記』等を活用し、各教科や総合的な学習の時間等で鎌倉市における地理、社会事象、歴史・伝統文化等の学習を行っています。

《 外国人英語講師（ALT）・国際教育 》

中学校では英語の授業に外国人英語講師を派遣し、コミュニケーション能力の育成に努めています。小学校では英語活動の時間に外国人英語講師などとのふれあいを通じて「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成」「外国語に慣れ親しむ」「コミュニケーション能力の素地づくり」をねらいとして取り組んでいます。



《 鎌倉ならではの自然環境 》

鎌倉は海・山・川や池など、多様な自然環境に恵まれています。各学校では、自然体験を通して子どもたちの豊かな感性を養うため、十分な安全対策のもと、校外学習や遠足の場として積極的に活用しています。

《 鎌倉子ども能 》

子どもたちが多様な芸術文化に接して感動を味わい、伝統芸能への関心を高める機会を提供するため、ユネスコの世界無形文化遺産である能楽を通じて、日本古来の行儀や作法を学び、本物の装束及び舞台を使って、能楽師の指導による稽古を行い、その成果として発表会を行います。

《 地区行事への参加 》

地域のおまつり等の行事に参加して、地域の歴史・文化にふれる機会を持っています。

《 「ようこそ先達」事業 》

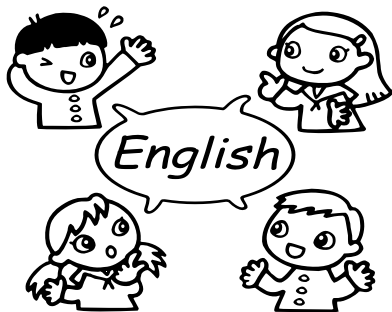
鎌倉は歴史的・文化的背景から、数多くの文化人・芸術家が在住するなど恵まれた環境にあります。様々な分野で活躍している鎌倉ゆかりの文化人・芸術家が市内の小・中学校で生徒たちに思いや感動を伝えます。

《 出前講話“平和” 》

希望する市内の小・中学校を対象に、戦争体験者や国際協力活動家等を派遣し、その体験談等を聴かせる出前の講演会を実施し、平和や国際協力について考えるきっかけとしています。

《 英語活動サポーター 》

地域の人材が英語活動サポーターとして、小学校中・高学年における外国語活動の時間で、担任教員や外国人英語講師と協力してコミュニケーション活動を指導しています。



《 出土遺物の貸出 》

鎌倉市内で出土した遺物に直接触れることで、文化財への理解を深めてもらうため、小中学校を対象に出土遺物の貸し出しを行っています。

《 学校向け特別解説 》

展覧会の会期中、学校向けに特別解説を行っています。事前に学校からお聞きした学年等の情報から、来館する子どもたちの学齢に合わせた展示解説を実施しています。

《 子ども仏像教室 》

仏像をテーマにした特別展の会期に合わせ、作品を前に学芸員の解説を聞いたり、自由に写生を行うなど、参加者が仏像を中心とした鎌倉の文化財に親しめるような催しを行っています。

《 オリジナル紙びな作り 》

ひな人形をテーマにした特別展の会期に合わせ、小学3年生以下を対象とした催しを行っています。ひな人形について学芸員の解説を聞いたり、折り紙でオリジナルのひな人形を作成したりすることで、参加者が日本の伝統文化に親しめるような内容となっています。

《 ワークショップ 「ペーパー甲冑をつくろう！」 》

大鎧をはじめとする武家文化を象徴する甲冑について理解を深めることを目的として、甲冑の威（おどし）の色を自由に塗った紙模型を組み立て、オリジナルのミニチュアの甲冑をつくるワークショップ（参加体験型学習）を行っています。

《 小・中学生向けワークシートの配布 》

鎌倉歴史文化交流館に来館した小・中学生に対し、効果的な学習をサポートすることを目的として、展示室をまわりながら鎌倉の歴史や文化をクイズ形式で楽しく学べるワークシートを配布しています。

基本方針 3

子どもたちに社会性・道徳性を身につけさせ、共に生きる心を育みます

社会性や道徳性を高める

～日々の活動、地域の人々とのふれあい～

《 道徳教育 》

各学校で全体計画をもとに行われています。教育センターで地域を題材にした道徳資料集「かまくらのはなし」「続かまくらのはなし」を各学校に配付し、授業で活用しています。

《 『かまくらのはなし』を活用した道徳の授業 》

教育センター発行の『かまくらのはなし』を道徳科の時間等に活用し、地域の教材を生かす授業を行っています。

《 PTA・保護者会や地域の人々と協力した取り組み 》

「総合的な学習の時間」を中心に、外部講師として保護者や地域の人々に協力を得ています。学校の教職員が地域の方を対象にした公開講座の講師をしたり、地域の方と協力して行事やお祭りなどを実施しています。

《 ボランティア活動 》

総合的な時間において地域清掃や下草刈り、施設等訪問を行っています。また、支援活動として街頭キャンペーン、赤い羽根募金、緑の羽根募金や災害等支援活動などを行っています。

《 青少年指導員 》

青少年指導員は、青少年の健全な育成を図るため、地域での担い手として活動しています。地域の人と人を結びつけるコーディネーター的な役割を果たしながら、青少年の自発的活動や、育成活動を推進し、地域の青少年団体の活動を盛んにするための支援を行っています。

《 青少年協会 》

青少年協会は市内ボーイスカウト、ガールスカウトと青少年課で構成されています。

青少年育成団体相互の連絡調整を図り、青少年の健全育成事業を推進することを目的として活動し、イベントを実施しています。

《 子ども会 》

子どもたちの健やかな成長を願い、申請に基づき、子ども会の活動に補助金を支出し、活動を支援しています。

《 いのちの教室 》

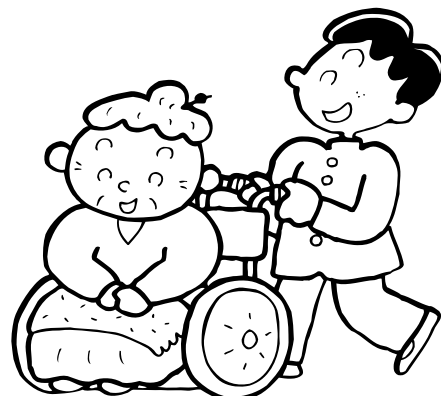
保健師、助産師が小・中学校に出向き、いのちの大切さやからだ、心を健やかに育むための講話や体験学習を行います。

《 人権教育 》

学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進するとともに、市立小・中学校の人権教育をより推進するために、教育センターでは人権教育研修会を実施し、教職員の理解と認識を深めています。

《 中学生人権作文コンテスト 》

鎌倉市人権擁護委員会では、市内の公立・国私立中学校の生徒を対象に人権に関する作文を書くことを通じて人権尊重の重要性について理解を深め、豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的に全国中学生人権作文コンテストへの参加を推進しています。



子どもの心の問題の解決
～家庭・関係機関との連携～

《 校内における教育相談 》

再掲：資料編 P3参照

《 スクールカウンセラーによる相談 》

再掲：資料編 P3参照

《 学区内自治会、民生委員、青少年育成
団体等との懇談・交流 》

再掲：資料編 P5参照

《 授業参観と学級懇談会 》

再掲：資料編 P7参照

《 家庭訪問・地域訪問 》

再掲：資料編 P7参照

《 学校区での教育懇談（話）会の開催 》

再掲：資料編 P7参照

《 いじめや不登校をなくす取り組み 》

教育センター相談室において、いじめ・不登校等の相談を行っています。また不登校児童生徒が通う教室として、教育支援教室「ひだまり」を設置し、専任教員及び教育支援員の教育相談、小集団での人間関係づくり、基礎学力の補充等に取り組み、児童生徒の生活を支援しています。

また、児童生徒の人間関係づくりが、いじめ等の防止にも役立つことを考え研修会を開催しています。

《 鎌倉市いじめ相談ダイヤル 》

いじめの予防とその防止及びいじめの問題の早期発見・早期解消を図るため、教育センター相談室にいじめ相談を受ける専用電話とWEB相談の窓口を設置しています。鎌倉市内在住・在学の児童生徒とその保護者を対象に相談指導担当、教育相談員（心理職）、スクールソーシャルワーカーが相談を受けます。

《 教育センター相談室事業 》

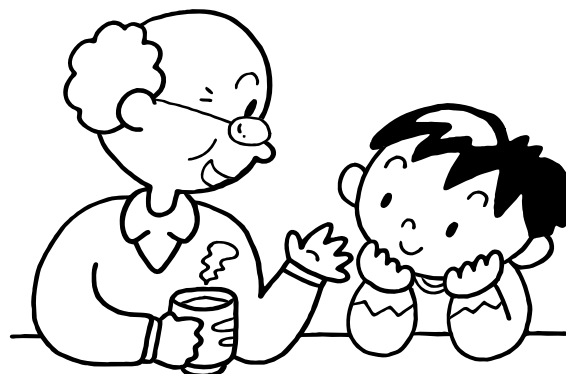
再掲：資料編 P4参照

《 民生委員・児童委員 》

民生委員・児童委員として、法にもとづいて委嘱された220名余りの方々が活動しています。そのうち、児童に関する問題を主に担当する主任児童委員20名が活動しています。福祉事務所、児童相談所、学校等の関係機関が行う事業について協力してもらう他、住民と行政機関や専門機関の橋渡し役となっています。

《 教職員等を対象としたこころの健康づくりに関する講座の実施 》

児童を取り巻く環境の変化や心の健康について、受けとめる側である教職員や保護者等に講座を開催します。



共に学ぶ環境
共に生きる社会

《 支援を必要とする子どもたち
への教育 》

特別支援学級を設置し、一人ひとりの子どもの教育的ニーズに応じ、自立に向けた教育を行っています。

《 乳幼児とのふれあい 》

幼稚園や保育園での乳幼児とのふれあいを通じて、発達や成長の様子を知るとともに、他者へのやさしさや思いやり等を身につけ、豊かな人間性を育むよう取り組んでいます。

《 支援体制の推進 》

スクールアシスタント、学級介助員等の配置により、教育的ニーズのある児童生徒への支援体制づくりに努めています。

《 交流活動の実施 》

生活科や総合的な学習の時間、給食の時間等に、福祉施設への訪問、特別支援学校との連携、交流給食等を実施し、共に生きるという視点での活動、学習を実施しています。

《 特別支援教育の理解を深める
校内研修の実施 》

特別支援教育の理解を深めるため、巡回相談員の訪問や校内研修会を実施しています。

《 教育相談・就学相談 》

教育上特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活や就学等に関する相談を随時行っています。

《 学級介助員 》

通常学級及び特別支援学級に在籍している支援を必要とする児童生徒に対して、日常生活面や安全面での介助や宿泊を伴う行事の中での生活介助を行っています。鎌倉市の会計年度任用職員です。

《 スクールアシスタント 》

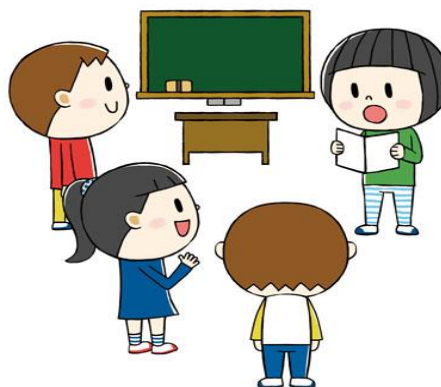
通常学級に在籍している支援を必要とする児童に対して、学習面への支援を中心に行います。教員免許を有する鎌倉市の会計年度任用職員です。

《 特別支援教育巡回相談員 》

支援を必要とする児童生徒の実態把握、適切な支援についての助言・指導、校内支援体制整備への助言・指導等を行います。心理面、発達障害等についての専門的知識を有する鎌倉市の会計年度任用職員です。

《 教育相談コーディネーター連絡会 》

小・中学校の特別支援教育の窓口となる教育相談コーディネーターが参加し、情報交換及びコーディネーター研修を行います。



《 障害児者福祉の推進 》

平成30年（2018年）3月に「第3期鎌倉市障害者基本計画」と「第5期鎌倉市障害福祉サービス計画」を策定しました。児童福祉法の改正により、「第5期鎌倉市障害福祉サービス計画」に「第1期鎌倉市障害児福祉計画」を含めて策定しています。「障害のある人もない人も、だれもが一生涯にわたり、健やかで安心して地域で暮らせるまち」を目指して「地域社会における共生」、「差別の禁止」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性、性別、年齢による複合的困難等に配慮したきめ細かい支援」の基本的視点を踏まえ7つの分野において様々な施策を実施、推進しています。分野の1つである子どもへの支援の充実においては(1)早期発見、早期療育の推進、(2)障害特性に応じた保育、教育の充実に取り組んでいます。

《 学校における福祉教育の支援 》

小・中学校が行う福祉教育について、鎌倉市社会福祉協議会が相談、学習内容の打ち合わせ、講師の紹介、プログラムの提案等を行っています。

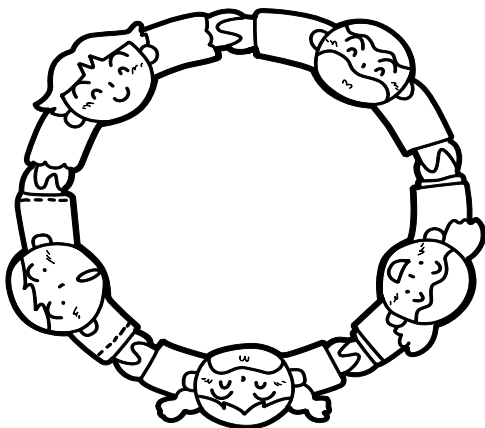
《 特別支援学級補助員の配置 》

特別支援学級在籍の児童生徒の移動・生活等の介助を行うため特別支援学級設置校へ補助員を配置しています。

《 発達支援サポートシステム推進事業 》

発達支援に関する情報共有と支援技術の向上を目指すサポーター養成講座を体系的に開催します。

発達支援委員会等と連携し、保育現場や学校現場における講座受講者の人材活用を推進します。



家庭、幼稚園・保育所、学校の連携 ～連続性のある取り組み～

《 幼稚園・保育園との連携（小学校） 》

新1年生の入学に際し、子どもの様子や生活環境について幼稚園・保育園と引継ぎなどを行い、指導に活用しています。

《 幼稚園児・保育園児の招待・学校紹介（小学校） 》

幼稚園や保育園の園児を小学校に招待して学校案内をしたり、学校生活を紹介したりしています。

《 運動会、体育祭・文化祭への未就学児、小学生の参加 》

運動会、体育祭・文化祭等の種目等に、地域在住の未就学児や小学生が参加できる場を設定し、学校理解の一環としています。

《 小中連携の推進 》

小・中交流として、学区の小・中学校の先生で連絡会を開き子どもの情報交換をしています。また、中学校行事（収穫祭、体育祭）に小学生が参加したり、中学校の先生が小学校で出前授業を行ったりして、小中連携の取り組みを行っています。

《 小学校6年生の中学校体験入学（小学校） 》

6年生が中学校へ行き、授業の様子を見たり部活動の体験をしたりしています。また、6年生が授業で中学校の先生や中学生の指導を受けます。

《 乳幼児とのふれあい 》

再掲：資料編 P15参照

《 幼・こ・保・小の連携を促進する事業 》

幼稚園・認定こども園・保育園・小学校の関係者が顔を合わせ、幼児教育に関する今日的課題について研究を行うとともに、保育参観や授業参観、研修会等を実施し、実態や諸課題について情報交換と研究協議を行っています。

《 幼こ保小連絡会議 》

幼児教育に関連する課題の解決に向けた情報交換や幼児教育振興のための研究及び研修を行うことにより、幼稚園、保育園、認定こども園、市立小学校の連携を図ることを目的として、関係団体及び関係各課で構成する幼こ保小連絡会議を行っています。

《 小中一貫教育の推進 》

「鎌倉市教育課程編成の指針」に基づき、小中一貫教育推進に向けての取り組みを図っています。



基本方針 4

子どもたちの心と体を健やかに成長させ、豊かな感性を養います

心身の健康の増進
～正しい生活リズムと生活習慣～

《 歯科保健指導 》

歯科医師会の協力を得て小学校では、歯の模型・紙芝居などを利用して年齢にあわせた歯科保健指導を行い、中学校では、自分の歯の健康について正しい知識を理解するために講演形式による歯科保健指導を実施しています。

《 保健だよりの発行 》

保健だよりを発行し、基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて考える機会としています。

《 健康調査の実施 》

宿泊行事の前に、家庭の協力を得て、健康調査を実施し、行事における健康管理に役立てます。

《 身体計測週間の設定 》

児童生徒が自分の身長と体重を測定できる計測週間を設定し、自己の健全な成長について考えることができるよう努めています。

《 保健（健康）教育講演会 》

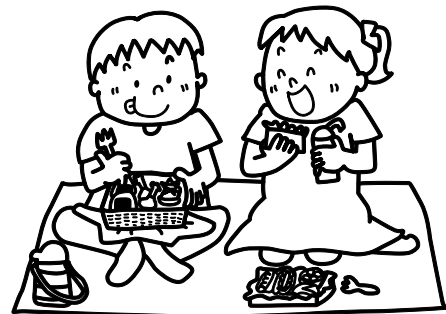
児童生徒や保護者を対象として、保健（健康）教育の一環として、「タバコの害」「アルコールの害」「生命の大切さ」「薬物乱用防止」についての講演会等を開催します。

《 学校保健大会の開催 》

学校保健への意識を高めるとともに、児童生徒の心身の健全な発達をめざし、学校保健大会を学校保健会とともに開催しています。

《 「かまくらっ子」の調査・研究 》

鎌倉市に在園・在学する幼児、児童生徒がどのような生活をし、意識をもっているか、5年ごとに日常生活を中心に調査・把握を行っています。過去の調査と比較検討することで、子どもたちの意識や実態の変化を明らかにし、子どもたちの心身の健全な発達のための参考資料としています。



運動能力や体力の向上
～体を動かすことの大切さ～

《 体力向上への取り組み 》

小・中学校では、児童生徒の体力向上にむけて、学校教育研究会体育・保健体育部会を中心に授業研究を行い、指導の充実を図っています。

また、校内ドッジボール大会、持久走大会等を実施するとともに、中学校では部活動に全校で力を入れ、各種大会が実施されるなど、児童生徒がさまざまな運動に夢中になって取り組むことにより、運動への興味・関心を高め、その結果として運動習慣が身に付くよう配慮しています。さらに、休み時間を体力向上のために有効に使い、運動する時間の確保に努めるなど、運動環境を整えています。

《 中学校体育連盟（中体連） 》

運動競技の発展を図り、保健体育全般にわたる研究をし、体育文化の向上を目的に活動しています。市立9校、国立1校、私立6校が加盟しています。競技部（専門部）には、14の種目別の専門部があり、総合体育大会などの各種競技会の企画・運営を行っています。研究部会は保健体育の調査研究や研究発表・講習会などを行い、特別委員会では中学校体育連盟の課題について検討しています。また、加盟校が各種競技会を通じて、鎌倉市の中学生としての、ふれあいとまとめ、心身の健全な発達を期することを目的に、毎年6月から総合体育大会が行われています。

《 スポーツテスト 》

国や県で実施するスポーツテスト（抽出等）を行い、児童生徒の体力の実態把握を行っています。結果は市のホームページに掲載をしています。

《 小学校 陸上記録大会 》

市内の国公立全小学校（17校）の6年生が一堂に会して「小学校陸上記録大会」を開催しています。自らの記録に挑戦し、運動することの楽しさを味わい、意欲的に運動しようとする態度を育てます。

《 水泳補助指導員 》

専門の知識と指導力をもつ地域の方々が水泳補助指導員となり、小学校体育科の水泳学習で指導の充実と安全を図るため、活動をしています。

《 中学校運動部活動補助指導者 》

中学校の運動部活動において、専門的技術などの指導が必要な場合、顧問の協力者として補助指導者が指導をしています。

《 スポーツ関連事業 》

子どもたちが充実した毎日を過ごすことができるよう、スポーツを通じた「健康な体づくり」と、スポーツによってルールを守ることの大切さや、フェアプレーの精神を学ぶ「健全な心づくり」を進めています。



《 鎌倉市ジュニアスポーツ栄誉表彰 》

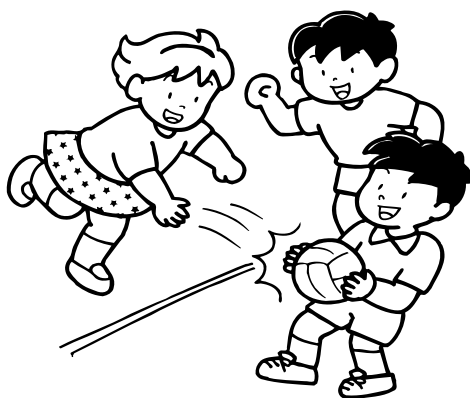
スポーツ大会などで優秀な成績を収めた鎌倉の子どもたちを表彰し、子どもたちがより強い意欲を持ってスポーツに取り組めるように支援するもので、平成25年度に創設しました。

鎌倉市民を対象とする大会などで優勝したり、全国的な大会または関東地区大会に出場した中学生以下のチームまたは個人に贈られます。



《 ジュニアアスリート育成事業 》

アスリートを目指す志を持つジュニアの育成及び競技力の向上を図るため、東京オリンピック・パラリンピック関連事業として、トップアスリートから直接技術指導を受けられる機会を提供します。



子どもたちの健康の基盤づくり
～家庭と連携した「食育」への取り組み～

《 食育について 》

児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎が培われるよう、栄養バランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導を、栄養教諭を中核に、栄養職員や教員が連携して行っています。

また、体に関わる事柄や食品の旬、地場産・生産・加工・流通に関わる事柄なども関連教科で指導しており、年間指導計画を立てて、学校教育全体を通して行っています。

《 学校給食事業 》

小中学校では、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、児童生徒の心身が健全に発達することを目的として、給食を実施しています。また、食育推進の観点から、旬の食材や行事食、郷土料理、地場産物を積極的に取り入れた献立を提供しています。

小学校では自校式、中学校ではデリバリー方式にて給食を実施しています。

《 給食だより 》

学校給食の内容やレシピの紹介、児童生徒の給食での様子から、家庭の食生活の参考となるよう情報を随時発信しています。

《 ランチルーム 》

多くの小学校では、教室とは違う、食事をするのにふさわしい場として、ランチルームで給食を食べる機会を設けています。担任と連携し、栄養教諭・栄養職員が食育を行う場としても活用しています。

《 食物アレルギーへの対応 》

小学校では食物アレルギー対応マニュアルに基づき、安全な給食が提供できるように対応を図っています。

中学校では、通常食から「卵」「乳・乳製品」を取り除いた食物アレルギー対応食を提供しています。

《 給食試食会 》

1年生、転入生の保護者を対象に給食試食会を実施して、学校給食の目的や献立作りの方法等の内容を理解していただくとともに、保護者との意見交流を行います。

《 生活科・総合的な学習の時間等における食育 》

生活科・総合的な学習の時間等で、食と環境、食と健康、食とマナー等総合的に食育について学習します。

《 保護者への呼びかけ 》

学級懇談会等で「早寝・早起き・朝ごはん」について理解・協力を呼びかけ、家庭とともに食育に取り組みます。

《 米作り体験学習（小学校） 》

社会科の授業「食糧生産を支える人々」の単元で日本我国の主食である米について学習し、総合的な学習の時間で米作りを体験することにより、食に対する理解を深めます。

《 野菜の栽培（小学校） 》

各学年が教材園で野菜を育て、食材についての知識を深めます。

《 成長期の栄養の摂取の大切さについての保護者への説明（中学校） 》

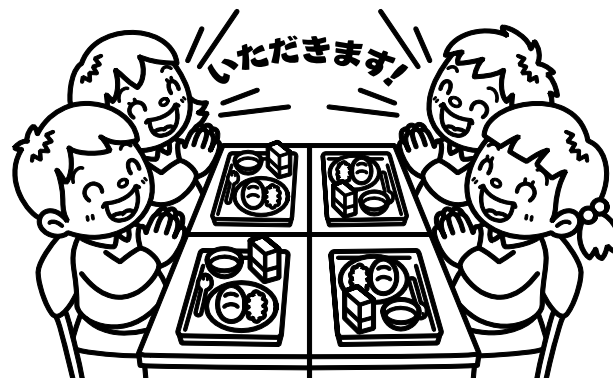
小学校6年生の保護者を対象に開催する学校説明会等で、給食についてふれ、成長期の栄養摂取の大切さについて理解と協力を得るよう努めます。

《 食育事業の実施 》

市民健康課主催の「やってみよう！わくわくクッキング」を行う際に、図書館スタッフが幼児（未就学児）とその保護者を対象とするおはなし会を行います。

最初に、図書館スタッフが野菜やお米等に関係する絵本や紙芝居の読み聞かせと手遊びをします。その後、市民健康課スタッフが幼児・保護者と一っしょに野菜やお米の調理をします。

絵本や紙芝居・わらべうたに登場する食材を調理するので、より身近に感じられるようです。



豊かな心を育む
～芸術・文化活動～

《 小学校音楽会・中学校音楽会 》

小学校及び中学校における音楽活動の発表の場を設け、日常の活動を奨励するとともに、学校間の交流に取り組みます。

《 中学校文化連盟 》

文化部に所属する市内の国公立中学校生徒が、各種文化芸術活動を通じて交流しています。

また、演劇発表会や中学校音楽会、各種大会や講習会などを通じて文化芸術活動への意欲・技術の向上を図っています。

《 児童作品展 》

市内の国公立全小学校（17校）の全学年の図工、書写、国語の作品が鎌倉芸術館ギャラリーで展示されます。鑑賞を通して他校との交流を図っています。

《 文化的行事（小学校） 》

1年生を迎える会、6年生を送る会、市音楽会、4年生校内発表会、音楽クラブコンサート等学年・合同合奏や劇等を発表すること、またそれを鑑賞することを通して、表現力や感性を高める活動を展開します。

《 小学校芸術鑑賞会（小学校） 》

小学生が専門家による演劇や音楽等の芸術鑑賞を通じて本物にふれ、豊かな人間性を育む取組として芸術鑑賞会を実施します。

《 舞踏発表（小学校） 》

よさこいソーラン節やエイサーをはじめとした舞踊を、校内外で発表します。

《 学年ごとの合唱・合奏発表会（小学校） 》

学年ごとに合唱や合奏を行い、お互いに鑑賞します。

《 夏休み作品展（小学校） 》

子どもたちが夏休みに製作した絵画、作文、レポート、自由作品等を展示し、鑑賞、評価を通し、表現力の向上に努めます。

《 中学校生徒美術展（中学校） 》

生徒が美術部や美術の授業で行った創造的な造形活動の成果を展示し、文化活動の向上を目指して開催します。

《 合唱発表会（中学校） 》

合唱の発表に向けて、全校で合唱に取り組むことにより、コーラスの楽しさや協力して創り上げることの喜びを味わう取組を行います。

《 子どものためのウィンターコンサート かまくらこどもコンサート 》

吹奏楽や交響楽の鑑賞を通して、子どもたちの豊かな情操を育むとともに、市民アマチュア楽団を育成し、市民による文化活動の一層の普及・振興を図ることを目的として開催しています。

《 鎌倉市ゆめひかる文化芸術子ども表彰 》

鎌倉市ゆめひかる文化芸術子ども表彰は、文化芸術活動で優秀な成績を収めた子どもたちをたたえ、応援することで、子どもたちの文化芸術活動に対する意欲を高めることを目的として実施しています。



《 子ども写生大会 》

市内在住・在学の小・中学生及び幼児の情操教育の一環として開催しており、自然の中で自由に写生し、作品を展示することによって、感性を豊かに伸ばすことを目的としています。名所・旧跡を会場にしているため、子どもたちの古都鎌倉再発見の機会にもなっています。



《 鎌倉駅地下道「ギャラリー50」への作品等展示 》

児童生徒の絵画や工作、研究物等を鎌倉駅地下道「ギャラリー50」に展示することにより、学校教育の成果の一端を広く公開しています。

《 親子景観セミナー 》

小学生とその保護者を対象として鎌倉らしい景観をつくり出している風景や建物等を講師の説明を聞きながら見学するセミナーを実施しています。

《 出前講座 》

主に市内の小中学生を対象に、鎌倉の景観に関する歴史やこれからの景観づくりなどについて写真や絵を用いて解説しています。

《 「みんなで考えようかまぐら緑」ポスターコンクール 》

小学校4～6年生、中学生を対象に、緑に対する児童及び生徒の意識や関心を高めることを目的としてポスターコンクールを実施しています。



《 緑のレンジャージュニア 》

自然観察や体験講座を通して、自然の大切さを学ぶことを目的として、平成6年（1994年）から「緑のレンジャージュニア」講座を毎年開催しています。

本講座は、小学校4・5年生を対象として、全11回の自然体験講座からなっています。



基本方針 5

安心して子育てができる環境づくりを進めます

子育て支援のネットワークの充実

《 校内における教育相談 》

再掲：資料編 P3、14参照

《 学校区での教育懇談（話）会の開催 》

再掲：資料編 P7、14参照

《 市の子ども相談窓口、児童相談所や警察との連携 》

子どもの家庭における様々な状況について、必要に応じて市の教育センター相談室、子ども相談窓口、児童相談所や警察との連携を図ります。

《 子どもの家との連携（小学校） 》

子どもの家と連携し、日常の子どもたちの様子や集団下校時の対応等について、話し合いや情報交換を実施します。

《 保育園地域交流事業 》

保育園等で、育児に関する相談ができます。また、地域の子どもの交流、育児講座なども行っています。

《 かまくら子育てメディアスポット 》

市役所ロビーに「かまくら子育てメディアスポット」を設置し、子育てサークル、遊び場、保育所・幼稚園、認定こども園情報などの子育て支援情報を積極的に提供しています。また、授乳室やキッズコーナーも併設しています。



《 子育て支援センター 》

乳幼児とその保護者が、安心して、ゆっくりとくつろげ、また、親子同士で交流できる場として設置しています。さらに、子育て支援センターの子育てアドバイザーが、子育てについての相談に応じ、子育て情報の提供を行っています。

《 かまくら子育て支援グループ懇談会との協働事業 》

市内の子育て支援団体と子育てグループの16団体と個人会員11名からなる、かまくら子育て支援グループ懇談会と協働で子育て支援イベントの開催を行っています。

《 「こどもと家庭の相談室」の開設 》

こどもと家庭に関するあらゆる相談に応じています。また、児童虐待相談については、関係各課及び関係機関等と連携しながら対応しています。

《 つどいの広場 》

主に乳幼児（0～3歳）とその保護者を対象に子育てに不安を抱える親などが気軽に集える場を提供し、親子同士の交流を図るとともに、子育て・悩み相談などに応じるなど身近な地域での子育て環境の整備促進を図ることを目的に、腰越行政センターで開設しています。

《 保健・福祉関係者などによる相談体制 》

家庭訪問・乳幼児健康相談・乳幼児健康診査・育児教室などで、子育てに関する相談を受け、育児不安の軽減を図り、育児力の向上を目指しています。

《 広場・公園・子育てサロンなどの情報の提供・子育てマップ 》

「かまくら子育てナビきらきら」を発行し、子どもとお出かけするための情報として、お出かけマップを作成し情報発信を行っています。子育てサロンの活動の様子、子育て支援施設の情報なども紹介しています。

《 子どもの家 》

市では、市内の16小学校区全てに子どもの家を設置して、就労などにより、昼間保護者がいない小学生に対して、遊びや生活の場を提供して、家庭的な支援を行っています。

《 5歳児すこやか相談事業 》

子どものすこやかな成長を支援するため、市内在住の年中年齢の子どもを対象とした「5歳児すこやか相談」を行っています。

《 病児・病後児保育事業 》

子どもが病気で保育所等に通えないが、保護者が仕事などで看護できない場合に医療機関に併設された専用スペース等で子どもを預かることで、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援を行います。

《 発達支援システムネットワーク 》

障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもに対して、保健・福祉・教育などの関連各課・関係機関等が連携し、一貫した継続的な支援を行っています。

《 発達障害等啓発のための講演会の開催 》

発達障害等の特別な支援を必要とする子どもが、地域で豊かに生活できるよう、発達障害等啓発講演会を開催し、市民の発達障害に関する理解促進に努めています。

《 学習・生活支援 》

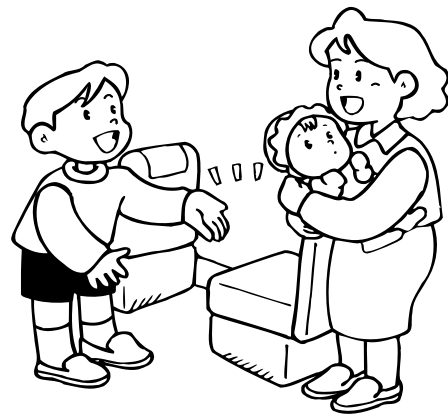
生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に、対象者の状況に応じた形式で行う学習支援のほか、保護者等への学習の理解を促すための修学支援と子どもの居場所づくりも併せて実施しています。

《 民生委員・児童委員 》

再掲：資料編 P14参照

《 関連機関との連携 》

再掲：資料編 P6参照



《 図書館での取り組み 》

「妊婦向けおはなし会」・・・
市民健康課と連携し、妊婦を対象として、本や図書館に親しんでもらうおはなし会を開催しています。

「ブックスタート」・・・
6か月児育児教室で、絵本の読み聞かせやわらべうた、図書館の案内などを行っています。絵本1冊とブックリストなどが入ったブックスタートパックを手渡し、家庭での絵本の時間をつくるきっかけとなるよう取り組んでいます。絵本の紹介や読み聞かせの仕方などの相談も受けています。

「あかちゃんを楽しむおはなしかい」・・・
0歳児・1歳児の子どもと保護者を対象とし、絵本やわらべうたの読み聞かせを行っています。
絵本やわらべうたを親子で楽しんでいただくと同時に、コミュニティの場にもなっています。絵本の紹介をしたり、絵本の読み聞かせの仕方などの相談も受けています。

「おひざにだっこのおはなしかい」・・・
2～3歳児の子どもと保護者を対象とし、絵本やわらべうたの読み聞かせを行っています。ことばを通したコミュニケーションを図り、おはなしの楽しさを知っていただきます。
絵本の紹介をしたり、絵本の読み聞かせの仕方などの相談も受けています。

「おはなし会」・・・
4歳くらいから小学校低学年までの子どもを対象とし、ストーリーテリング（おはなし）や絵本の読み聞かせを行っています。パネルシアターや紙芝居など、お話や本の楽しさを広く紹介しています。

「多言語おはなし会」・・・
幼児や小学生の子どもたちと保護者に、英語の他、多言語の絵本の読み聞かせや手遊びを行います。日本語を母語としない子どもたちが本と親しむための支援や、国際理解を深めていくことを目的としています。

「バリアフリーおはなし会」・・・
図書館利用に障害のある人もない人も参加していただけるバリアフリーおはなし会です。手話付おはなし会を継続して行っています。

「リーディングトラッカーの設置」・・・
市内全図書館で、文字や本を読むことに障害がある人向けに読書を助けるリーディングトラッカーを備え、子ども用の大活字本所蔵等、読書のバリアフリー化に努めています。

「学習パック」「子ども読書パック」・・・
小・中学校や子育て支援施設等を対象に、調べ学習に役立つ資料をテーマごとにセットした「学習パック」、依頼に応じて授業支援

の資料をセットする「学校貸出」と、よみものや絵本を中心に朝読書のための本をセットした「よみものパック」、依頼に応じて読書支援の資料を用意する「子ども読書パック」を市図書館から貸出しています。

《 子ども・子育て支援施策の推進 》

令和2年（2020年）3月に策定した「第2期鎌倉市子ども・子育てきらきらプラン～かまくらっ子をみんなで育てよう！～」の推進を図ります。「切れ目のない子育て支援を推進します」「子どもの貧困等、特別な配慮が必要な家庭への支援を推進します」を重点取組に設定し、子ども・子育て支援施策を推進します。

《 幼稚園・保育園等での窓口相談 》

幼稚園では地域開放事業として教育相談事業を行い（一部）、保育園でも育児相談を実施しています。子育て支援センターでは育児情報の提供や育児相談を子育てアドバイザーが行い、さまざまな子育て支援を実施しています。

《 保健・福祉関係者等による相談体制 》

家庭訪問・乳幼児健康相談・乳幼児健康診査・育児教室などで、保護者と一緒に発育や発達を確認するとともに、子育てに関する相談を受け、育児不安の軽減を図り、育児力の向上を目指します。

専門スタッフによる発達相談、母子グループ指導などで、発達に心配のある乳幼児に専門的アドバイス及び適切な対応を図ります。

《 一時預かり 》

保護者の病気や出産、仕事、リフレッシュなど一時的に子どもを保育できない場合に保育園を利用できる一時預かりを実施しています。（保育料は有料）



遊び場の環境づくり

《 学区内自治会、民生委員、青少年育成団体等との懇談・交流 》

再掲：資料編 P5、14参照

《 学校区での教育懇談（話）会の開催 》

再掲：資料編 P7、14、24参照

《 放課後かまくらっ子 》

『放課後かまくらっ子』は、子どもひろばの図書室やプレイルーム、小学校の校庭、体育館を活動場所として遊んだり、地域のボランティア等が実施するプログラムに参加したりするアフタースクールと、子どもの家（学童保育）を一体的に実施する、小学生の居場所の総称です。

平成30年（2018年）6月から開始し、令和2年度までに市内16校の小学校で実施します。

《 自然と触れ合う環境の提供 》

子どもたちが夏の海で安全に遊ぶことができるよう、海水浴場の開設を行っています。



《 子どもの遊び場と広場や公園 》

現在、市で管理している公園は252箇所（令和2年（2020年）1月31日現在）あり、市民の憩いの場として親しまれています。また、児童遊園等（子どもの広場、青少年広場など含む）は32箇所（令和2年（2020年）1月31日現在）あり、児童及び青少年の活動的な遊びの場として利用されています。

市内の主な公園（カッコ内は特徴）は以下のとおりです；

鎌倉海浜公園（海岸との景観に配慮）、源氏山公園（鎌倉駅から近距離に位置）、

鎌倉中央公園（谷戸や里山の自然を活かした作り）、六国見山森林公園（丘陵地の

優れた樹林地と眺望）、散在ガ池森林公園（自然観察できる）、

笛田公園（野球場や庭球場などのスポーツ施設がある）、夫婦池公園（自然との

ふれあいを楽しめる）。

この他、平成27年（2015年）4月に鎌倉広町緑地と岩瀬下関防災公園を、平成28年（2016年）5月には笛田一丁目公園を開園しています。

《 安全で安心して遊べる環境づくり 》

再掲：資料編 P5参照

《 かまくら冒険遊び場・梶原の運営 》

令和元年（2019年）11月から旧梶原子ども会館にて冒険遊び場の常設化を実施しています。子どもたちが自由に遊べる遊び場を提供するほか、子育てに関する情報発信や情報提供を行います。